

炭素市場と気候変動交渉

——地球環境ガバナンスにむけた炭素市場の位置付け**——

沖 村 理 史**

はじめに

1. 京都議定書交渉
2. 炭素市場の発展
3. ポスト京都議定書交渉
4. 京都議定書交渉とポスト京都議定書交渉の比較

はじめに

2007年は、気候変動問題が国際的に注目された年となった。12月に開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）で、2013年以降の国際制度（ポスト京都議定書）¹⁾を2009年までにまとめるとした合意が成立し、ポスト京都議定書交渉が本格化することになった²⁾。また、COP13の開催中に、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）とアル・ゴア元副大統領がノーベル平和賞を受賞した。国際的にも注目を集めるようになった気候変動問題への対応策として、低炭素社会、炭素市場、CO₂本位制などといったキーワードがニュースから良く流れるようになった。

本論文では、気候変動対策として注目されている炭素市場の役割について検討

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第8巻第2号2009年7月 ISSN 1347 - 0388

※ 本研究は、文部科学省科学研究費基盤研究(C)「地球環境ガバナンスの国際制度設計：ポスト京都議定書交渉を題材に」（課題番号20530137）の助成を受けた成果の一部である。また、本稿は日本国際政治学会2008年度研究大会における筆者の報告を元に、加筆・修正したものである。コメントを頂いた古城佳子先生、山田高敬先生、大矢根聡先生および会場の皆様がこの場をお借りして御礼申し上げたい。

※※ 鳥根県立大学総合政策学部准教授

- 1) 京都議定書の後継となる国際制度については、京都議定書の改正や新議定書の形成など、様々な方法がありえる。本論文では、京都議定書の第一約束期間が終了した後の2013年以降の国際制度が一般にはポスト京都議定書と呼ばれていることをかんがみ、以下ではポスト京都議定書と呼ぶことにする。なお、ポスト京都議定書と呼ぶことについて、京都議定書に対する否定的な意味合いを示す意図はない。
- 2) FCCC/CP/2007/L.7, Dec. 15, 2007.

することとしたい。気候変動対策として経済的手法を用いることの有用性は、すでに多くの経済学者が唱えていることであり、中でも排出量取引制度の理論分析や、炭素市場の動向についての研究蓄積は、近年特に多くなっている。しかし、炭素市場と国際交渉の関わりについての分析、とりわけ国際関係論からの分析はあまり多くない。京都議定書によって形成された炭素市場は、ポスト京都議定書のもとでどのような成長を続けるのか。それとも、衰退するのか。はたまた、変質を遂げるのか。また、逆にすでに成立された炭素市場はこれから本格化するポスト京都議定書交渉では、どのように議定書交渉に影響を与えるのか。本論文では、このような知的関心を背景として、炭素市場を地球環境ガバナンスシステムの一つとして位置づけ、炭素市場とポスト京都議定書交渉の相互関連について、京都議定書交渉時の炭素市場の位置づけと比較しつつ、検討することとしたい。

1. 京都議定書交渉

1-1. 京都議定書交渉の背景と経緯

京都議定書交渉は、1995年にベルリンで開催された気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1）から正式に開始された³⁾。COP1では、京都議定書の制度設計が交渉課題となったが、中でも最大の争点となったのは、数値目標設定にどれだけ踏み込んだ形で議定書交渉が開始されるか、という点であった。アメリカは、数値目標として法的拘束力強いターゲットという言葉を嫌い、削減目標の設定に反対するなど、消極的な立場をとっていた。それに対し、欧州諸国は排出削減

3) 京都メカニズムの誕生にいたる国際交渉の経緯については、Michael Grubb with Christiaan Vrolijk, and Duncan Brack, *The Kyoto Protocol: A Guide and Assessment*, London: Royal Institute of International Affairs, 1999 (マイケル・グラブ他著、松尾直樹監訳『京都議定書の評価と意味』省エネルギーセンター、2000年); Sebastian Oberthür and Hermann E. Ott, *The Kyoto Protocol: International Climate Policy for the 21st Century*, Berlin: Springer, 1999 (S. オーバーテュアー、H. E. オット著、国際比較環境法センター／地球環境戦略研究機関翻訳、岩間徹／磯崎博司監訳『京都議定書—21世紀の国際気候政策—』シュプリンガー・フェアラーク東京、2001年); 拙稿「気候変動問題をめぐる国際交渉プロセス—京都会議に向けて—」『一橋研究』22巻3号、1997年、拙稿「気候変動レジームの形成」信夫隆司編『地球環境レジームの形成と発展』国際書院、2000年、拙稿「京都メカニズム—交渉の歴史」高村ゆかり、亀山康子編『京都議定書の国際制度』信山社、2002年、62-73頁、参照。

の数値目標を設定すべきだとし、積極的な立場をとった。島嶼国はさらに積極的で、先進国の二酸化炭素の排出量を2005年に1990年比20%削減することを骨子とする議定書案を提出していた⁴⁾。このように立場が異なる国々の間で、交渉が進んだ結果、COP1の合意をまとめたベルリン・マンデートは、COP3を目処に、政策と措置および附属書I国（先進国と旧計画経済諸国）の数量化された排出抑制・削減目標の設定を目指す法的文書を作成する、という内容になった⁵⁾。

ベルリン・マンデートで設置が決まった特別作業部会（AGBM）での交渉は、当初は附属書I国の政策と措置の分析に重点が置かれた⁶⁾。この時期にEUが提案した議定書の構造案は、附属書I国がとる政策と措置を、その強制度に応じ、三段階に分けたリストを作成するというものであった⁷⁾。仮にこの案のみが議定書に採用されていたとしたら、例えば、省エネ基準や燃費基準といった分野ごとの温室効果ガスの排出目標や、再生可能エネルギーの導入目標などが羅列された議定書になり、現在のような炭素市場は形成されなかったことになる。COP1直後の交渉では、数値目標をめぐる議論は深まっておらず、京都議定書に盛り込まれる数値目標がどのような形になるのか不透明な状況であった。

1996年に開催された気候変動枠組条約第2回締約国会議（COP2）では、アメリカが法的拘束力のある排出目標に賛成することを表明した⁸⁾。それまで法的拘束力のある国別数値目標の設定に消極的だったアメリカが交渉姿勢を転換したため、京都議定書の数値目標は、法的拘束力のある義務目標になる方向性が固まった。COP2でまとめられたジュネーヴ閣僚宣言では、附属書I国の約束は数量化され法的拘束力を持つ排出抑制及び相当の削減目標の設定を目指すこととされ、ベルリン・マンデートから踏み込んだ表現となった⁹⁾。COP2でアメリカが方向転換をした背景は、法的拘束力のある約束を実行するために柔軟性を持たせる必

4) 第1回締約国会議の交渉については、拙稿「気候変動枠組条約第一回締約国会議」『環境と公害』25巻1号、1995年、65-66頁、参照。

5) Para.2 (a), FCCC/CP/1995/L. 14, Apr. 7, 1995.

6) ベルリン・マンデートでは、プロセスの初期の段階では、附属書I国の政策と措置の分析を行うと規定している。Para.4, FCCC/CP/1995/L. 14, Apr. 7, 1995.

7) FCCC/AGBM/1995/MISC. 1/Add. 3, Nov. 2, 1995.

8) FCCC/CP/1996/15, Oct. 29, 1996, p. 47.

要があるとし、世界規模での共同実施活動の実施と国際的な排出取引制度の導入をめざすとした点にあった¹⁰⁾。アメリカはCOP2後の特別作業部会での交渉で、排出取引制度を含む議定書の骨格案を提出し¹¹⁾、その後も一貫して排出取引制度の導入を支持し続けた。これに対する他国の姿勢は、反対姿勢を明確にする発展途上国などの国々と、立場を鮮明にしなかった様子見の国々に分かれた。

1997年に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）でも、アメリカと発展途上国の立場には変化がなく対立が続いていた。交渉の対立点として最後まで残された排出取引制度の問題は、最終的には発展途上国に対する新たな約束が盛り込まれないことを条件に、発展途上国がアメリカの提案を受け入れたことにより、排出取引が京都議定書に盛り込まれることとなった。ただし、京都議定書では、排出取引の導入が決められただけで、具体的なルールの内容の詳細は、その後の気候変動条約交渉に先延ばしされた。

1-2. 京都メカニズム

京都議定書では、附属書I国に対し国別の排出数値目標が定められ、これらの国々の間で排出取引制度に基づき、排出枠の移転が可能になった。さらに、温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトによって削減・吸収された排出量を排出枠として移転可能にする制度も設けられた。それが、共同実施（Joint Implementation: JI）とクリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism: CDM）である。

温室効果ガスの排出削減にかかる費用が高い場合、国境を越えた他国で行った排出削減プロジェクトによる排出削減量を自国の排出削減量とみなす制度の創設は、すでに1991年から1992年にかけての条約交渉の中でも議論されていた。こ

9) Para 8, FCCC/CP/1996/L. 17, Jul. 18, 1996. ただし、産油国とロシアは閣僚宣言の内容に反対した。またオーストラリアとニュージーランドは、法的拘束力のある数値目標という表現に反発し、当該条項については同意できない旨を発言した。詳細は、FCCC/CP/1996/15, Oct. 29, 1996, pp. 47-49, 参照。この結果、閣僚宣言は全会一致の合意が成立しなかったため、正式な決定とはならなかった。

10) FCCC/CP/1996/15, Oct. 29, 1996, p. 48.

11) 1996年12月に開催された第5回AGBMでのアメリカの提案は、FCCC/AGBM/1996/MISC. 2/Add. 4, Dec. 10, 1996, pp. 26-37, 参照。また、1997年3月に開催された第6回AGBMでのアメリカの提案は、FCCC/AGBM/1997/MISC. 1, Feb. 19, 1996, pp. 78-87, 参照。

の議論を受け、気候変動枠組条約は、条約発効後の最初の締約国会議（COP1）で議論の方向性を示すことを規定していた。COP1では、アメリカを中心とする先進国は、制度の創設を認めるべきだと主張したが、発展途上国は、この制度の下で発展途上国で削減された排出枠を先進国に移転することを認めると、先進国は国内努力をないがしろにするとして反対した。

京都議定書交渉でも、他国でのプロジェクトによる排出削減量の移転を認めるべきだというアメリカと、移転を認めることは先進国の国内対策の抜け穴になるとする発展途上国との間で意見が対立した。COP3では、非附属書I国でのプロジェクトによる排出削減量の移転に対し、発展途上国が反対の立場を貫いていた。これに対し、アメリカは会議の終盤で、CDMを提案した。CDMとはブラジルが提案していたクリーン開発基金（Clean Development Fund）構想を基にしたもので、発展途上国の反発が少ないものであった¹²⁾。発展途上国には異論もあったものの、自国に対する資金還流の期待もあり、最終的にこの提案を受け入れ、CDMが認められることになった。また、排出取引とJIは京都議定書の第一約束期間が始まる2008年から実施されるが、CDMについては先行して2000年から開始するという発展途上国への配慮もなされた。現在では、排出量の移転を可能にするこれら三つの仕組み（排出取引、JI、CDM）を総称して京都メカニズムと呼んでいる¹³⁾。京都メカニズムのもと、排出量あるいは排出削減量は交換可能なクレジットとして扱われ、炭素市場を生むきっかけとなった。

また、CDMとJIを通じて温室効果ガスの排出削減プロジェクトを実施するためには、プロジェクトの実施主体として、実際に経験やノウハウを持っている民間主体を参入させる必要がある。そのため、CDMとJIには民間および公的な組織（CDM）、あるいは法人（JI）の参加を認めている¹⁴⁾。この結果、その後の炭

-
- 12) ブラジル提案は、先進国の排出目標が守られなかった場合、その非遵守の対価をクリーン開発基金に支払い、発展途上国で実施される気候変動防止プロジェクトの原資として利用するというもので、先進国の数値目標未達成に対する罰則的な意味合いが強かった。FCCC/AGBM/1997/MISC.1/Add.3, May. 30, 1997.
 - 13) 京都メカニズムは、先進国の数値目標達成のための柔軟性を確保する仕組みと受け止められていたため、COP3直後の国際交渉では、一時柔軟性メカニズムとも呼ばれていた。
 - 14) 西村智明「排出量取引」高村ゆかり、亀山康子編『京都議定書の国際制度』信山社、2002年、83-85頁、参照。

素市場は、CDMを中心に数多くの民間主体が参加し、国家の論理だけではなく、民間主体の論理も反映した運営が行われることになった。

1-3. 京都議定書と炭素市場

京都メカニズムが創設された京都議定書交渉では、国家が主な参加者であった。非政府組織（NGO）もオブザーバーとして交渉に参加していたが、交渉に活発に参加していたのは、環境NGOに代表される市民社会を代表するNGOであった。環境NGOの中には、排出取引は先進国が国内努力をおろそかにしても、国外から排出枠を入手することによって、見かけ上数値目標を達成することができる抜け穴だ、として反発する団体も多かった¹⁵⁾。

また、産業界にも排出取引制度に否定的な反応が見られた。例えば、経済団体連合会（経団連）は、国内の産業分野での温室効果ガス排出削減対策は、主に経団連が作成した環境自主行動計画によるものが望ましいとし、強制的な排出枠の設定を前提とする排出取引制度に反対していた¹⁶⁾。

にもかかわらず、京都議定書で炭素市場の形成につながる京都メカニズムが導入されたのは、数値目標達成のための柔軟性を確保することにより、より高い数値目標が設定できると主要国がうけとめたことが背景にあった。COP3直前に主要国が唱えた数値目標は、EUが15%減、アメリカが0%減、日本は実質2.5%減というもので、三者の意見の隔たりは大きかった。仮に、排出取引が認められていなかったら、アメリカは上院をはじめとする国内勢力の意見に引きずられ、7%削減という目標に合意できなかったであろう。その場合、EUは欧米の数値目標の公平性という観点から、より低い数値目標になっていたであろう。つまり、排出取引という柔軟性が確保されたため、炭素市場がない場合に比べ、より厳しい目標設定に合意できたのではないかと考えられるのである。

15) 一例として、環境NGOメンバーを中心に結成されたループホール研究会は、京都議定書の抜け穴として、吸収源、排出量取引、ホットエア、JI、CDM等をあげている。ループホール研究会『地球温暖化防止に向けた国際制度のあり方の研究—京都議定書の抜け穴を塞ぐために』ループホール研究会、1999年。

16) 太田元「京都議定書—産業界からの見方」高村ゆかり、亀山康子編『京都議定書の国際制度』信山社、2002年、262-269頁、参照。

2. 炭素市場の発展

2-1. CDM

1998年に開催された気候変動枠組条約第4回締約国会議（COP4）で採択されたブエノスアイレス行動計画では、京都メカニズムのルールを2000年に開催される気候変動枠組条約第6回締約国会議（COP6）までに決定することが定められた¹⁷⁾。しかし、COP6では、会議自体が決裂して終了し¹⁸⁾、2001年6月に開催された気候変動枠組条約第6回締約国会議再開会合で、ブエノスアイレス行動計画の大枠を示すボン合意が成立した¹⁹⁾。そして、2001年に開催された気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）で、京都メカニズム全般、およびCDM、JI、排出取引の各制度のルールを定めたマラケシュ合意がようやく決定された²⁰⁾。

マラケシュ合意の中で炭素市場にもっとも大きな影響を与えたのが、各制度の排出枠の交換可能性である。排出取引とJIは、数値目標を定められた附属書I国（先進国と旧計画経済諸国）間で排出枠を移転する制度であり、先進国全体の排出総量は変わらない。しかし、CDMは数値目標が設定されていない非附属書I国（発展途上国）で新規に排出枠が生じるため、排出総量が拡大することを懸念した国々は、CDMによって発生する排出枠と他の排出枠との交換可能性を無制限に認めることに反対していた。しかし、マラケシュ合意では、京都議定書の数値目標に基づき附属書I国に割り当てられた排出枠（AAU）と、附属書I国が森林などの吸収源によって吸収・固定化した吸収量（RMU）、JIによる排出削減量（ERU）、CDMによる排出削減量（CER）の全てを交換可能にすることが合意された²¹⁾。この結果、各クレジットの移転が自由になったため、CDM、JI、排出取引を一つにまとめた炭素市場が成立したのであった。

また、マラケシュ合意では、京都メカニズムのうち、2000年から制度の運用

17) Decision 7/CP. 4, FCCC/CP/1998/16/Add. 1, Jan. 25, 1999.

18) Decision 1/CP. 6, FCCC/CP/2000/5/Add. 2, Apr. 4, 2001. この決定では、COP6の間に議長によって提案された文章を書きとめているものの、その内容は議論の方向性を示すものに過ぎなかった。

19) Decision 5/CP. 6, FCCC/CP/2001/5, Apr. 4, 2001.

20) Decision 15/CP. 7, Decision 16/CP. 7, Decision 17/CP. 7, Decision 18/CP. 7, Decision 19/CP. 7, FCCC/CP/2001/13/Add. 2, Jan. 21, 2002.

21) Decision 15/CP. 7, FCCC/CP/2001/13/Add. 2, Jan. 21, 2002.

を開始すると定められたCDMのルール整備が先行して進み、CDM理事会の設立というもう一つの大きな成果が生まれた。CDMは新たに創設された仕組みであり、多種多様な議論の争点の全てをマラケシュ合意で解決することができなかった。そこで、CDMに関する詳細ルールはCDM理事会のもとで議論を進め、その決定を締約国会議が承認する仕組みを作ったのであった。CDM理事会では、必要に応じて専門的な議論を行う下部組織を作ることが認められている。これらの下部組織のメンバーは、民間や政府系の研究所の研究者やプロジェクトの専門家などの実務家が多く、そこでまとめられる制度は、CDMプロジェクトの実態を反映したものとなっている。このように、マラケシュ合意成立後も、締約国会議、CDM理事会、CDM理事会の下部組織の活動を通じて、CDMの詳細ルールが追加的に整備され、それに伴い、CDMプロジェクトの数も増えていった。

CDMがこのように発展したのに対し、先進国から発展途上国への資金を移転する制度に関する議論の歩みは遅かった。マラケシュ合意では、特別気候変動基金、後発発展途上国基金と適応基金の三つの資金移転制度を設立することが合意されたが、各基金の制度運用の詳細ルールが定まらず、各基金の運用開始が遅くなった。その結果、発展途上国にとって、CDMは気候変動関連で唯一の南北間資金還流ルートとなり、相対的な重要性が高まった。

2-2. アメリカの離脱

アメリカは、京都議定書交渉で排出取引制度を提案し、炭素市場の成立に大きな役割を果たした。アメリカの姿勢の背景としては、1990年改正大気浄化法で二酸化硫黄排出削減に向けた排出量取引制度を整備し、一定の成果を上げていたことがあげられる。排出量取引制度は、環境経済学では費用効果的な経済的手法の一つと位置づけられている。そこで、条約交渉で一貫して費用効果的な対策の導入を求めているアメリカは、国内で成功した排出量取引制度を気候変動対策でも活用したいという意図から、国際的な排出取引制度の導入に積極的であったとされる²²⁾。

しかし、京都議定書交渉時には、国内で京都議定書交渉の前進に反対する利益団体の声が力を増していた。アメリカの産業界、とりわけ石炭業界は、経済に悪

影響を与える議定書に反対するという運動を開始しており、アメリカ議会に対するロビーイングも強めた。1997年7月には、上院議員のバードとヘーゲルが中心となり、発展途上国が参加せず、アメリカ経済に深刻な打撃を与える議定書案には署名しないことをアメリカ政府に求めるという内容の決議が上院に提出され、95-0という大差で採択された²³⁾。さらに、国内での反対運動は、AFL-CIOといった労働団体もまきこみ、勢いを増した。

これにより、京都議定書交渉に臨んだアメリカ政府代表団は、環境に対する積極的な姿勢を示しつつ、上院決議を受けて自国の経済に打撃を与えず、しかも発展途上国の参加を求める議定書をまとめる必要性が生じた。COP3ではアメリカ政府代表団は、先進国全体の排出削減（5.2%減）を上回る排出削減（7%減）を引き受けつつ、排出取引制度によってアメリカ経済に打撃を与えず、発展途上国の将来の参加の可能性を残す、という京都議定書に合意した。しかし、その後の交渉で発展途上国が数値目標の設定という形では参加しない姿勢がより明確に示されると、国内では京都議定書に反発する声がより高まった。

2001年に発足したブッシュ新政権は、対立候補のゴア元副大統領に比べ、気候変動問題に消極的な姿勢を示した。3月13日には、ブッシュ大統領が上院議員に送った書簡の中で京都議定書に反対する意思を表明し²⁴⁾、3月28日には、フライシャー大統領報道官が、ブッシュ大統領は京都議定書を支持していないと明言した²⁵⁾。3月29日には、ブッシュ大統領が記者会見で経済に悪影響を与えることはしないと述べ、京都議定書に反対する立場を明確にした²⁶⁾。そして、6月11日に

22) アメリカは自国の提案の中で、各国の約束の達成の柔軟性を確保すると同時に費用効果的である仕組みとして、排出量取引制度の導入をあげている。FCCC/AGBM/1996/MISC. 2/Add. 4, Dec. 10, 1996, p. 27. また、アメリカ国内の硫酸化物排出取引制度については、浜本光紹『排出権取引制度の政治経済学』有斐閣、2008年、高尾克樹『キャップ・アンド・トレード—排出権取引を中心とした環境保護の政策科学』有斐閣、2008年、参照。

23) Congress, Senate, Expressing Sense of Senate Regarding U.N. Framework Convention on Climate Change, 105th Congress, 1st session, S. res. 98, Congressional Record, 143, no.107, daily ed. (Jul. 25, 1997): S8113-S8139.

24) Text of a Letter from the President to Senators Hagel, Helms, Craig, and Roberts, Mar. 13, 2001, <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/03/20010314.html>.

25) Press Briefing by Ari Fleischer, Mar. 28, 2001, <http://www.whitehouse.gov/news/briefings/20010328.html>.

気候変動政策が発表され、その中で、京都議定書は根本的な欠陥があると結論付けられた²⁷⁾。そして、アメリカは京都議定書から離脱することが明らかになった。

アメリカが離脱したため、アメリカ主導の炭素市場は形成されなかった。アメリカ企業のうち、証券業やコンサルティング業などは、炭素市場形成による新たなビジネスチャンスを期待していたが、アメリカ国内では京都議定書に基づく排出取引は非常に限定されたものとなった²⁸⁾。

2-3. EU-ETS

アメリカではあまり発達しなかった炭素市場は、逆に欧州で大きく発展した。イギリスでは、国内の二酸化炭素排出削減政策の手段として、気候変動税、気候変動協定、排出量取引制度を組み合わせた政策パッケージを設けた²⁹⁾。1998年に元英国産業連盟代表であったマーシャル卿が取りまとめたレポートでは、協定・規制と経済的手法を組み合わせた政策パッケージを導入することが効果的であるとされ、導入すべき国内排出量取引制度と環境税の素案が提示された³⁰⁾。この提案を土台とし、2001年に気候変動税・気候変動協定が導入され、2002年から国内で排出量取引制度が導入された。

京都議定書で1990年比8%の温室効果ガス排出削減が求められたEUは、域内対策として排出枠取引制度の検討を進めた。2000年3月には、欧州委員会がEU排出枠取引制度案を欧州理事会に提出した³¹⁾。その後、政府関係者に加え、産業界や環境NGOなどの非政府セクターも参加した欧州気候変動プログラム第一作

26) Press Conference by the President Bush, Mar. 29, 2001, <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/03/20010329.html>.

27) White House, *Climate Change Review - Initial Report*, Jun. 11, 2001, p. 13, <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/06/climatechange.pdf>.

28) 第一次ブッシュ政権期には、連邦政府が主導する排出取引制度は限定的なもので、民間主導の自主参加型の排出取引制度であるシカゴ気候取引所が作られた程度であった。しかし、第二次ブッシュ政権期には、北東部諸州による地域レベルでの排出取引制度が作られたり、アメリカ議会では連邦レベルでの排出取引制度の創設が提案されるなどの動きも見られる。Selgey Paltsev, et. al., "Assessment of US GHG Cap-and-trade Proposals," *Climate Policy*, 8 (4), Aug. 2008, pp. 395-420.

29) UK Department of the Environment, Transport and the Regions, *Climate Change: The UK Programme*, 2000.

30) *Economic Instruments and the Business Use of Energy*, Nov. 1998.

業部会が討論を続け、2001年10月に指令案が公表された³²⁾。この指令案は共同決定事項であったため、欧州理事会と欧州議会がそれぞれ第一、第二読会を開催し、2003年に指令が成立した³³⁾。

欧州排出枠取引制度（EU-ETS）の対象は産業分野であり、具体的には、エネルギー部門、金属生産及び加工部門、鉱業部門、その他の部門（紙パルプ生産）などであった。対象施設は、旧EU15カ国で9,013施設、新EU10カ国で2,415施設、計11,428施設に及び、これらの施設からの二酸化炭素排出量はEU全体の二酸化炭素排出量の約45%、温室効果ガス総排出量の約30%に相当するものであった。対象期間は、主に経験を蓄積する2005年～2007年の第一フェーズと、京都議定書の第一約束期間に当たる2008年～2012年の第二フェーズにわけられた。各対象施設に割り当てる排出枠の総量は、EU内の役割分担協定や配分に基づき欧州委員会が定める基準を踏まえて、各加盟国が自国内の対象施設に対する排出枠の割当に関する国内割当計画（NAP）を作成し、欧州委員会および他の加盟国に通知することとなった³⁴⁾。

さらに、2004年には、京都メカニズムのCDMやJIとのリンクを定めるリンクング指令が定められた³⁵⁾。この結果、CDMやJIによって削減された排出量によって、EU-ETSで定められた排出削減義務を達成することが認められた³⁶⁾。つまり、

-
- 31) European Commission, *Green Paper on Greenhouse Gas Emissions Trading within European Union*, COM (2000) 87, Mar. 8, 2000.
- 32) European Commission, *Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council Establishing a Scheme for Greenhouse Gas Allowance Trading within the Community and Amending Council Directive 96/61/EC*, COM (2001) 581 final, Dec. 23, 2001.
- 33) *Establishing a Scheme for Greenhouse Gas Emission Allowance Trading within the Community and Amending Council Directive 96/61/EC*, Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council, 13 Oct. 13, 2003.
- 34) 排出枠の加盟国内での配分方法については、A. Denny Ellerman, Barbara K. Bucher and Carlo Carraro, eds., *Allocation in the European Emission Trading Scheme: Rights, Rents and Fairness*, New York: Cambridge University Press, 2007, が詳しい。また、環境NGOからみた配分方法の課題としては、鮎川ゆりか「EU域内排出量取引制度—学ぶべきことは何か」諸富徹、鮎川ゆりか編著『脱炭素社会と排出量取引』日本評論社、2007年、170-186頁、参照。
- 35) *Amending Directive 2003/87/EC Establishing a Scheme for Greenhouse Gas Emission Allowance Trading within the Community, in Respect of the Kyoto Protocol's Project Mechanisms*, Directive 2004/101/EC of the European Parliament and of the Council, Oct. 27, 2004.

EU-ETSの対象施設は、1) 自ら排出量を削減、2) EU域内排出枠取引市場で排出枠を入手、3) CDMやJIの排出枠を入手、といった三つの手段を通じて排出削減義務を達成することができるようになった。この時期は、アメリカが京都議定書からの離脱を表明したのち、オーストラリアもそれに続き、ロシアの批准も遅れていたため、京都議定書の発効が不透明さを増していた時期であった。マラケシュ合意が成立し、CDMが動き始めたものの、京都議定書が発効しなければ、CDMの排出枠を購入するインセンティブが生じないため、CDM関係者は将来に対する不安感を抱いていた。しかし、リンクング指令の成立によって、京都議定書が発効しない状況下でも、確実にCDMの排出枠を購入する主体が誕生することとなった。CDMは京都議定書が形成されたCOP3の段階では、プロジェクトには民間主体が参加するものの、排出枠の購入者としては主に締約国を想定していた。しかし、EU-ETSとCDMがリンクしたことにより、CDMの排出枠の購入者として数多くの民間主体が参入したのである³⁷⁾。CDMプロジェクト実施者と排出枠の購入者双方に民間主体が参入してきた結果、民間主体を中心とする炭素市場が誕生した³⁸⁾。そして、後述するように、現在はEU-ETSは炭素市場の中でも最大の市場規模をしめるに至っている。

2005年から開始されたEU-ETSの取引では、当初EU域内の排出枠(EUA)はCO₂1トン当たり7ユーロから徐々に上昇し、20ユーロ台で長らく推移した。しかし、多くの国々で実際の排出量が第一フェーズでの国内割当計画(NAP1)で示された割当量以下だったことが欧州委員会の検証報告で示されると、EUAの需要が減退し、価格は10ユーロ台前半に暴落した³⁹⁾。このように、排出枠価格は、割当量の実行可能性に大きく依存する。NAP1で定めた排出上限は結果的に緩いものだったので、第二フェーズの国内割当計画(NAP2)は、欧州委員会の指導のもと、各加盟国から提案されたものより厳しくなった(表1参照)。

36) ただし、JIは2008年から実施されるので第一フェーズでは取引できない。

37) リンキング指令が与えた炭素市場への影響(とりわけ価格面への影響)は、Joost L. M. Kanen 著、大槻雅彦、上田善紹『排出権市場の価格メカニズム—欧州に見る排出権取引の実態』金融財政事情研究会、2008年、163-166頁、参照。

38) なお、EU-ETSには、排出枠の割当主体のみならず、誰でも取引に参加できるとされた。

39) 欧州委員会プレスリリース、IP/06/612, May 15, 2006.

なお、2013年以降の第三フェーズにおけるEU-ETSのスキームは、現在EU内で議論が開始されたところである。現在欧州委員会から提案されている素案では、第三フェーズでは、初期配分は各国ではなく、EUが主導して設定することとなり、しかもこれまでの無料の配分からオークションに配分方法が変更されている。また、CDMによる排出枠の利用には厳しい条件が付けられている⁴⁰⁾。今後この提案は、国際交渉に進展を踏まえつつ、欧州議会と欧州理事会で討議されることになる。

 表1：EU-ETSの国内割当量の詳細（単位：Mt-CO₂e／年）

加盟国	第1フェーズの割当量 (2005-2007)	2005年の 検証済排出量	第2フェーズの 提案割当量 (2008-2012)	第2フェーズの割当量 (提案量に対する比率) (2008-2012)	追加施設からの排出量 (2008-2012)	JI/CDMの 上限利用率 (2008-2012)
オーストリア	33.0	33.4	32.8	30.7 (93.6%)	0.4	10
ベルギー	62.1	55.58	63.3	58.5 (92.4%)	5.0	8.4
ブルガリア	42.3	40.6	67.6	42.3 (62.6%)	N/A	12.55
キプロス	5.7	5.1	7.12	5.48 (77%)	N/A	10
チェコ	97.6	82.5	101.9	86.8 (85.2%)	N/A	10
デンマーク	33.5	26.5	24.5	24.5 (100%)	0.0	17.01
エストニア	19	12.62	24.38	12.72 (52.2%)	0.31	0
フィンランド	45.5	33.1	39.6	37.6 (94.8%)	0.4	10
フランス	156.5	131.3	132.8	132.8 (100%)	5.1	13.5
ドイツ	499	474	482	453.1 (94.0%)	11.0	20.0
ギリシャ	74.4	71.3	75.5	69.1 (91.5%)	N/A	9
ハンガリー	31.3	26.0	30.7	26.9 (87.6%)	1.43	10
アイルランド	22.3	22.4	22.6	22.3 (98.6%)	N/A	10
イタリア	223.1	225.5	209	195.8 (93.7%)	不明	14.99
ラトビア	4.6	2.9	7.7	3.43 (44.5%)	N/A	10
リトアニア	12.3	6.6	16.6	8.8 (53%)	0.05	20
ルクセンブルグ	3.4	2.6	3.95	2.5 (63%)	N/A	10
マルタ	2.9	1.98	2.96	2.1 (71%)	N/A	未決定
オランダ	95.3	80.35	90.4	85.8 (94.9%)	4.0	10
ポーランド	239.1	203.1	284.6	208.5 (73.3%)	6.3	10
ポルトガル	38.9	36.4	35.9	34.8 (96.9%)	0.77	10
ルーマニア	74.8	70.8	95.7	75.9 (79.3%)	N/A	10
スロバキア	30.5	25.2	41.3	32.6 (78.9%)	1.78	7
スロベニア	8.8	8.7	8.3	8.3 (100%)	N/A	15.76
スペイン	174.4	182.9	152.7	152.4 (99.7%)	6.7	20
スウェーデン	22.9	19.3	25.2	22.8 (90.5%)	2.0	10
イギリス	245.3	242.4	246.2	246.2 (100%)	9.5	8
合計	2,298.5	2,122.2	2,325.34	2,082.68 (89.56%)	54.69	-

出典：欧州委員会プレスリリース、IP/07/1869, Dec. 7th, 2007.

2-4. その他の市場

気候変動問題に対する市民レベルでの関心の高まりにつれて、環境に関心が深い政府や個人が、多種多様な活動で排出される二酸化炭素を自主的な行動として他の形で相殺することが増えてきた。このような試みは、炭素オフセット（カーボン・オフセット）あるいは炭素中立化（カーボン・ニュートラル）と呼ばれている。植林や省エネなどを通じて自ら炭素オフセットを行うことは手間がかかるため、実際には自らが排出した二酸化炭素排出量に当たる排出枠を、炭素市場から購入する方が簡便な方法である。例えば、2005年に開催されたG8グリーンイーズ・サミットでは、サミットと事務レベル会合などの会議参加者の移動、滞在、会議開催などで排出される二酸化炭素を約1万トンと試算し、同量のCDM排出枠を購入し、会議によって排出される二酸化炭素排出量を相殺した⁴¹⁾。2006年6月にドイツで開催されたFIFAワールドカップでも、大会を通じて増大した10万トンの二酸化炭素排出量を相殺するために、同量の二酸化炭素排出削減を達成するために必要な資金が、発展途上国の持続可能なエネルギー事業に供与された⁴²⁾。

このように、公的な排出取引制度と独立して、民間主体が自主的に炭素市場を活用する仕組みが現在展開している。自ら排出した二酸化炭素を相殺するためには、他の形で二酸化炭素排出を削減する必要がある。当初は各事業主体が自ら植林などを行っていたこともあった。しかし、京都議定書とEU-ETSが形成され、炭素市場が成立すると、自らが何らかの手段をとるよりも、炭素市場から排出枠を購入する方が手取り早いと、京都メカニズムやEU-ETSの排出枠が炭素オフセットに利用されるようになった。さらに、京都メカニズムに直接関連しな

40) European Commission, *Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council Amending Directive 2003/87/EC so as to Improve and Extend the Greenhouse Gas Emission Allowance Trading System of the Community*, COM (2008) 16 final, Jan. 13, 2008.

41) この際、英国政府は、南アフリカで実施されていたCDMプロジェクトのクレジットを購入した。英国政府は、その後も2005年後半のEU議長国の時期にも同様の試みをしている。英国政府の炭素オフセットの試みについては、<http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/uk/carbonoffset/presidency.htm> (2007年12月27日アクセス) 参照。

42) 「個人レベルで進む地球温暖化対策（ドイツ）」『NEDO海外レポート』998号、2006年。

いプロジェクトも炭素オフセットに利用されはじめており、現在はむしろその比率の方が高い⁴³⁾。現在の炭素市場には、様々な形での排出枠が流通している。

3. ポスト京都議定書交渉

3-1. 炭素市場の現状

すでに述べたように、現時点での炭素市場としては、国際的な炭素市場としての京都メカニズム（排出取引、JI、CDM）、域内・国内での排出枠市場、企業・個人などが参加する炭素オフセット市場の三つの炭素市場が存在する。各炭素市場の市場規模を示したものが表2である。2006年、2007年ともに、EU-ETSが最大規模の炭素市場であり、しかも、その重要性は拡大しつつある。また、EU-ETS以外の国内排出量市場としては、イギリスの国内排出枠取引市場や豪州のNew South Wales州での排出量取引制度などがあるが、その規模は非常に小さい。

表2：炭素市場の数的規模と価値（2006年、2007年）

	2006年				2007年				2006→2007増減率	
	[Mt]	(%)	[百万€]	(%)	[Mt]	(%)	[百万€]	(%)	[Mt(%)]	[百万€(%)]
EU ETS 総計	1,134	(65.0)	24,699	(79.1)	2,109	(70.7)	50,393	(78.7)	86.0	104.0
EU ETS	1,104	(63.3)	24,436	(78.2)	2,061	(69.1)	50,097	(78.2)	86.7	105.0
New South Wales	20	(1.1)	225	(0.7)	25	(0.8)	224	(0.3)	25.0	-0.4
Chicago Climate Exchange	10	(0.6)	38	(0.1)	23	(0.8)	72	(0.1)	130.0	89.5
UK ETS	N/A	N/A	N/A	N/A					-	-
CDM 総計	562	(32.2)	6,249	(20.0)	791	(26.5)	12,877	(20.1)	40.7	106.1
プライマリ	537	(30.8)	5,804	(18.6)	551	(18.5)	7,426	(11.6)	2.6	27.9
セカンダリ	25	(1.4)	445	(1.4)	240	(8.0)	5,451	(8.5)	860.0	1,124.9
JI	16	(0.9)	141	(0.5)	41	(1.4)	499	(0.8)	156.3	253.9
その他の排出量取引	33	(1.9)	146	(0.5)	42	(1.4)	265	(0.4)	27.3	81.5
総計	1,745	(100)	31,235	(100)	2,983	(100)	64,034	(100)	70.9	105.0

出典：Karan Capoor and Philippe Ambrosi, *State and Trends of the Carbon Market 2008*, World Bank, 2008, p.1. を元に筆者作成。

2008年以降の炭素市場の規模については、京都メカニズムへの需要に関する予測がなされており、その一例が表3である。これによると、京都メカニズムへの需要は、EU、日本、その他の欧州とニュージーランドを総計すると、政府部

門で660Mt-CO₂e、民間部門で1775Mt-CO₂e、計2435Mt-CO₂eとされる。さらにその他の政策と措置や別の形で需要が必要になることも考えられる。

表3：炭素市場の需要予測（2008～2012年）	
国または連合体	京都メカニズムへの総需要（MtCO ₂ e）
EU	1,940
政府（EU-15）	540
民間部門（EU-ETS）	1,400
その他の政策と措置	(200)
日本	450
政府	100
民間部門	350
その他の需要	(200)
他の欧州とNZ	45
政府	20
民間部門	25
（ノルウェーとNZのETS）	
その他の需要	(20)
オーストラリア	0
計	2,435
政府	660
民間部門	1,775
その他の需要	(420)

出典：Karan Capoor and Philippe Ambrosi, *State and Trends of the Carbon Market 2008*, World Bank, 2008, p.51. を元に筆者作成。

これに対し、京都メカニズムによるクレジット供給は、需要を上回る供給量が予測されている。入手可能な最新の情報である2009年3月1日付のデータによると、CDMについては、2012年末までの予測供給量は1398Mt-CO₂eとされている⁴⁴⁾。さらに、表3にまとめたとおり、そのほかにロシア、ウクライナ、東欧諸国に多量の余剰排出枠（ホットエア）が存在する。ロシアやウクライナは京都議

43) 炭素オフセットなどに使われる排出枠は、CDMやJIが8%、シカゴ気候取引所の排出枠が5%、アメリカやオーストラリアの様々な再生可能エネルギープログラムによる排出枠が10%、残りの77%は、その他の検証された、あるいは検証されていない排出削減量であるという調査結果もある。Valentin Bellassen and Benoit Leguet, "The Emergence of Voluntary Carbon Offsetting," Research Report No. 11, *Mission Climat*, Sep. 2007, p. 13.

44) UNEP RISØ Centreの予測に基づく。http://cdmpipeline.org/overview.htm（2008年10月8日アクセス）。

定書の数値目標設定の際、非常に緩い目標が設定されたため、このように多量の余剰排出枠が生まれたが、排出取引に用いるためには、京都議定書の第一約束期間の各年の排出量を正確にモニタリングすることが必要条件となる。

表4：主要な供給国による余剰AAU量の予測

	京都議定書の割当AAU量 (Mt-CO ₂ e)	2008-12年の予測排出量 (Mt-CO ₂ e)	余剰AAU量 (Mt-CO ₂ e)
ブルガリア	610	414	196
ハンガリー	578	432	146
ラトビア	119	65	54
ポーランド	2,673	2,192	481
ルーマニア	1,229	704	525
ロシア	16,081	12,065	4,016
ウクライナ	4,627	2,425	2,202
合計	25,917	18,297	7,620

出典：Kjetil Roine and Endre M. Tvinnereim, "The Global Carbon Market in 2007," in David Lunsford ed., *Greenhouse Gas Market Report 2007*, International Emissions Trading Association, 2007, p.45.

3-2. ポスト京都議定書交渉の現状

2001年のマラケシュ合意で京都議定書の詳細ルールができたため、国際交渉は次の段階となるポスト京都議定書の議論に進むと思われた。しかし、実際にはアメリカが離脱し、ロシアの批准が2004年11月まで遅れたため、京都議定書の発効は2005年2月となった。その結果、ポスト京都議定書の議論は、当初は研究者らによる個人的な提案が中心であった。この時期の議論には、アメリカが京都議定書から離脱したことや、発展途上国が京都議定書下で数値目標設定を免除されていることなどを反映し、京都議定書とは独立した議定書を新たに策定する提案なども見られた⁴⁵⁾。

京都議定書が発効した後は、どのようにポスト京都議定書交渉を軌道に乗せるかが、国際交渉の次なる課題となった。2005年に開催された気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）、および京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）では、京都議定書第3条9項に基づき、附属書I国の約束の妥当性の検

45) この時期のポスト京都議定書提案を整理した資料として、高村ゆかり、亀山康子編『地球温暖化交渉の行方』大学図書、2005年、参照。

討が開始された⁴⁶⁾。その結果、附属書 I 国の次期約束を検討する作業部会 (Ad hoc Working Group: AWG) を設立することと、気候変動枠組条約のもとで長期的な協調行動をとるための対話の場を設立することが合意された⁴⁷⁾。この対話は、アメリカが強硬に反対したため、将来の交渉や約束などの実体的な効果を持たない位置づけにされたが、討議事項の中には市場に基づく機会の潜在的可能性の検討が盛り込まれていた。この対話の場は、2007年に開催される気候変動枠組条約第13回締約国会議 (COP13) で、対話の内容について報告をまとめるという時限的な枠組みとされ、京都議定書に基づく作業部会と、気候変動枠組条約に基づく対話の場が2年間並行して開かれた。

COP13では、対話の後継として、どのような形で、どのような内容についてポスト京都議定書交渉を進めていくのか、というポスト京都議定書の工程表の具体的な内容が注目を集めた。結果的には、気候変動枠組条約のもとで作業部会 (AWG-LCA) を京都議定書のもとでの作業部会 (AWG) とは独立した形で設け、2009年に開催される気候変動枠組条約第15回締約国会議 (COP15) までにその作業を終わらせるとした決定を採択した⁴⁸⁾。この決定には、「市場を利用する機会」、「数量化された排出抑制削減目標」といった文言が盛り込まれた。

現在は、新設された AWG-LCA と継続して開催されることとなった AWG を中心にポスト京都議定書交渉が開始されている。2009年に開催される COP15 に向けて、交渉の加速化が叫ばれているが、まだ進展は遅い。先進国と発展途上国の間で、共有のビジョンを何にするのかを巡っても、まだ議論が続いている。先進国は発展途上国に取組みを強化することを求めているのに対し、発展途上国は強く反発している。また、先進国の数値目標の設定についても、EU は IPCC が定めた中期目標と長期目標の数値をもとに交渉を進めようとしているのに対

46) 京都議定書第3条9項では、「附属書 I に掲げる締約国のその後の期間に係る約束については (中略) この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、1に定める1回目の約束期間が満了する少なくとも7年前に当該約束の検討を開始する」とされており、COP/MOP1が、ちょうど約束期間が満了する2012年の7年前に当たった。

47) FCCC/KP/CMP/2005/L.8/Rev.1, Dec. 10, 2005; FCCC/CP/2005/L.4/Rev.1, Dec. 9, 2007.

48) FCCC/CP/2007/L.7, Dec. 15, 2007.

し、日本は、部門ごとに排出削減の可能性を算定し、それを積み上げた数値目標の設定方法（セクター別アプローチ）を主張している。アメリカは、新政権が立ち上がった直後で、その主張はまだ明らかではない。

3-3. ポスト京都議定書と炭素市場

ポスト京都議定書交渉においても、国家は中心的な役割を果たしている。しかし、炭素市場との関係を中心にポスト京都議定書交渉を見ると、京都議定書交渉時に比べ、産業界が果たした役割が大きく変化している。既存の研究では、産業界の利害関係は国益に反映されるという前提の元で分析を進めたものも見られる⁴⁹⁾。しかし、産業界は必ずしも一枚岩ではない。例えば、グラフは、COP1の段階で初めて産業界はアメリカの石炭業界を中心とする強硬派、再生可能エネルギーや省エネルギー業界などの環境派、そして石油業界などの中間派の三つのグループに分かれたと指摘しているが、現在では、もっと多くの利害が錯綜し、その主張は多様性を深めている⁵⁰⁾。研究・生産・販売の全ての面でグローバル化が進んでいる製造業と、国内・国際炭素市場で活動しているサービス業とでは、主張が異なる事例も多い。これらの多様な国際経済主体と、議定書交渉の主役である国家との間で、京都議定書交渉時とは異なった関係が生じているのである。さらには、産業界では、環境NGOの活動を目の当たりにして、国境を越えた連携も進んでいる⁵¹⁾。このように、炭素市場のステークホルダーと議定書交渉の主体の間ではズレが生じつつある。

ポスト京都議定書交渉では、すでに国内・国際的に排出取引制度が整備された段階で交渉が進んでおり、炭素市場の存在を前提として議論が進んでいる。そのため、ポスト京都議定書交渉の開始を決定したバリ・ロードマップの文面には、

49) Victor A. Kremenyuk and Winfried Lang, "The Political, Diplomatic, and Legal Background," in Gunnar Sjösted ed., *International Environmental Negotiation*, Newbury Park: SAGE, 1993, p. 10.

50) Grubb, op. cit, p. 51

51) David Coen, "Environmental and Business Lobbying Alliances in Europe: Learning from Washington?" in David L. Levy and Peter J. Newell, eds., *The Business of Global Environmental Governance*, Cambridge: MIT Press, pp. 197-220.

「市場を利用する機会」⁵²⁾、「排出取引」、「プロジェクト型のメカニズム」⁵³⁾といった文言が含まれている。このように産業界に対し、炭素市場の「ギャップを生じさせない」というメッセージは、ポスト京都議定書交渉時には繰り返し表明されている。先進国を中心とした産業界は、2013年以降も炭素市場が継続することを前提として、さまざまな対策や投資を実施している。

4. 京都議定書交渉とポスト京都議定書交渉の比較

4-1. 分析のレベル

最初の論点としては、分析レベルとそのアプローチの問題である。現在の炭素市場の運用は、国家が関与する部分が少なく、民間部門が中心になって行われている。表1にあるように、2006-2007年の炭素市場は、民間部門同士が取引を行うEU-ETSが中心であった。また、次に取引量が多いCDMも、プロジェクトの実行者は民間部門であり、クレジットの購入者も民間部門が多い。2008年以降は京都議定書の第一約束期間に入るため、政府も炭素市場からクレジットを調達するが、表2にあるとおり、政府の調達量を大幅に上回る規模で民間部門がクレジットを購入すると予測されている。したがって、炭素市場の形成と発展を考える上では、民間部門、とりわけ産業界の声は無視できない。

京都議定書交渉では、産業界は、製造業や石炭・石油など化石燃料産業の立場を代弁することが多かった⁵⁴⁾。しかし、ポスト京都議定書交渉では、シンクタンク、コンサルティング会社、証券会社、監査法人などサービス業の存在感も大きくなっている⁵⁵⁾。このように産業界内での代表的な産業分野が変化した結果、ポスト京都議定書交渉では、炭素市場での立場に応じて、数値規制への立場が異

52) Para.1 (b) (v), FCCC/CP/2007/L. 7, Dec. 15, 2007.

53) Para.5 (a), FCCC/KP/AWG/2007/L. 6, Dec. 15, 2007.

54) その一例が、GCC (Global Climate Coalition) である。石油業界や自動車業界を中心とするGCCは京都議定書交渉では、アメリカ政府や産油国政府に対するロビイング活動を強め、影響力を行使した。また、京都議定書交渉時期の産業界を代表する団体としては、ICC (国際商工会議所) があげられる。

55) 条約事務局はかつては条約交渉にオブザーバーとして参加するNGOをビジネスNGO、環境NGO、ローカルNGOに分類していたが、最近ではそれに加えて、研究調査NGOというカテゴリーも設けている。これは、シンクタンクやコンサルティング会社が存在感を増している表れであると言えよう。

なっている。

炭素市場によって利益を得るステークホルダーは、厳しい数値目標が設定されれば、排出枠の買い手が増加し、排出枠の価格が上昇するため、数値目標の厳格化に賛成することも考えられる。この場合、厳格な数値目標に賛成する環境NGOと同じ立場になることになり、環境NGOは厳格な数値目標に賛成し、経済界は反対するという簡単な図式ではポスト京都議定書交渉を説明できない。また、炭素市場によって利益を得るステークホルダーは、グローバルにビジネスを展開しており、各国の国益とは独立したそれぞれのビジネス業界の利益の観点から行動するケースも多い⁵⁶⁾。

したがって、ポスト京都議定書交渉を分析する上では、炭素市場で活動する多様なステークホルダーのトランスナショナルなネットワークを考慮する必要がある。多くのステークホルダーの炭素市場に対する見解としては、市場の存続自体を問題視する声は少ないが、炭素市場の運用やポスト京都議定書での排出枠の初期配分を巡って異なる考え方を持っており、特定の考え方に収斂しているわけではない。したがって、炭素市場や市場メカニズムといった理念やアイデアといった規範的な考え方からアプローチするよりも、それぞれのステークホルダーが持つ利害関係から分析するのが適切ではないかと考えられる。

4-2. 炭素市場と地球環境ガバナンス

次の論点は、炭素市場と地球環境ガバナンスとしてのポスト京都議定書の相互関係である。すでにみたとおり、京都議定書によって生まれた炭素市場は、この10年間で大きく育ち、成長してきた。京都メカニズムやEU-ETSなどの国内（域内）排出取引制度は、京都議定書で排出枠という制度が作られたからこそ、発展してきた。この経緯に見られるように、京都議定書交渉に臨んだ国家が国際交渉を通じて、国際的な炭素市場という国際制度を作り上げたといえよう。

しかし、同時に注目すべきなのは、そのようにして作り上げられた炭素市場が

56) 産業界を代表する団体として、ICCをあげたが、そのほかに現在ではBCSC（持続可能な発展に関するビジネス・カウンシル）や、IETA（国際排出取引協会）などの声も大きくなってきている。

今後のポスト京都議定書交渉に与える影響である。ポスト京都議定書は、2013年以降の炭素市場を含む低炭素社会へ向けた仕組みを定めるため、そこで活動する国家や企業に対し、直接的にも間接的にも、大きな影響を与える。つまり、ポスト京都議定書という国際制度が地球環境ガバナンスシステムとして国家や企業の行動を規定することになる⁵⁷⁾。京都議定書で作られた炭素市場は、EU-ETSやCDMという形で、すでに世界各地で定着しており、地球環境ガバナンスシステムの一つとして組み込まれている。ポスト京都議定書では、地球環境ガバナンスシステムとして組み込まれた炭素市場をどのように維持／発展させていくかが議論の中心となっており、すでに見てきたように、これまでのポスト京都議定書交渉でも、炭素市場を十分意識した決定がなされている。したがって、既存の炭素市場という国際制度が国家の利害関係の選好に影響を与えているのである⁵⁸⁾。具体的には、現在の炭素市場で活動しているステークホルダーは、それぞれの利害関係という観点から、2013年以降の炭素市場の行方を決めるポスト京都議定書に関与している。関与の形態はさまざまであり、国内政治を通じて、主張を国内政策に反映させる形もあれば、トランスナショナルなネットワークを形成して、ポスト京都議定書交渉の場で多様な国々に自らの主張を訴える形もある。

このように、ポスト京都議定書交渉では、将来の炭素市場を巡って、現在の炭素市場とポスト京都議定書交渉が相互に関連しているといえる。これは、コンストラクティビストが重視する相互関連という観点の重要性を示唆している⁵⁹⁾。現在本格化しているポスト京都議定書の国際交渉を分析する上では、炭素市場と条約交渉の相互関連を十分意識した調査・分析が必要となろう。

57) 企業や市民社会が低炭素社会を前提として動き始めている事例としては、末吉竹二郎、井田徹治『カーボンリスクーCO₂・地球温暖化で世界のビジネスルールが変わる』北星堂、2006年、などを参照。

58) フィネモアは、国家を出発点として、国際システムがどのように作られるか、という伝統的な因果関係ではなく、国際組織・国際システムが国家の求めるものをどのように変えるかを重視すべきだと主張している。Martha Finnemore, *National Interests in International Society*, Ithaca: Cornell University Press, 1996, p. 5.

59) アクターと国際構造の相互作用については、大矢根聡「コンストラクティヴィズムの視座と分析—規範の衝突・調整の実証的分析へ—」『国際政治』143号、2005年、129-130頁。

[付記：本稿は、野林健教授が一橋大学を退職されるに当たり、まとめられることとなった記念論文集の一編として執筆された。野林健教授の長年にわたるご指導に、ここで改めて御礼申し上げたい。またどうかますますご健勝で、末永くご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。]